

11 日本農業経営学会実践賞選考委員会細則

- 第1条 この細則は、日本農業経営学会賞表彰規程第5条に基づき、実践賞選考委員会（以下、選考委員会）の構成並びに実践賞の受賞者の選定について必要な事項を定める。
- 第2条 会長は理事会の議を経て正会員より5名から7名に選考委員会委員（以下、選考委員）を委嘱する。選考委員会委員長（以下、選考委員長）は会長の指名により、常任理事のひとりがこれに当たる。
- 第3条 選考委員の任期は2ヶ年とする。
- 第4条 選考委員長は総会の前までに選考の結果を、その理由を付して、会長に報告しなければならない。当該報告が口頭によるものである場合には、後日速やかに文書で提出しなければならない。
- 第5条 会長は選考委員長の報告を理事会にはかり、理事の過半数の賛成を得たものを受賞者と決定する。
- 第6条 正会員は受賞候補者を推薦することができる。
- 第7条 会長は理事の中から実践賞の推薦委員若干名を委嘱することができる。推薦委員は選考委員長の求めに応じて、実践賞の受賞候補者を推薦することができる。
- 第8条 受賞候補者を推薦しようとする者は、受賞候補者の住所または所在地、氏名または組織名、略歴、実践の名称、2000字以内に要約された実践の内容及び農業経営研究への貢献を記入した推薦理由書を、実践の内容及び農業経営研究への貢献を証する記録・公刊物またはこれに代わる資料とともに選考委員会に提出しなければならない。
- 第9条 実践賞の選考にあたっては、推薦理由書、当該実践の内容及び農業経営研究への貢献を証する記録・公刊物またはこれに代わる資料について審査を行う。ただし、実践の内容を証する記録・公刊物等は受賞候補者自身によって作成されたものである必要はない。
- 第10条 本細則の改廃は、日本農業経営学会実践賞選考委員会で決定し、理事会で承認を得た上で総会に報告するものとする。
1. 本細則は平成14年10月11日から施行する。
 2. 細則の一部を平成16年07月15日から改正する。
 3. 細則の一部を平成24年03月28日から改正する。
 4. 細則の一部を平成25年09月21日から改正する。